

平成21年度 【 学園研究費助成金 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ ハヤシ ナカノブ
氏名 林 仲宣

研究期間 平成21年度

研究課題名 地方分権と税務行政

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	林 仲宣	現代マネジメント学部	教授
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字～300字程度で記述)

本研究は、平成19年度現代マネジメント学部研究費助成金(学園研C)の研究課題(申告納税制度と地方分権)及び平成20年度同助成金研究課題(申告納税制度と税務行政)に継続する研究であり、あわせて平成21年度同助成金研究課題(申告納税制度における納税者の責任)と並立・統合すべき一貫した研究である。ともに国税及び地方税の執行における税務行政の在り方と納税者の義務及び権利についての方向性を探ることを課題としている。一貫して研究であるため分別は難しいが、研究対象を国税又は地方税に分別した場合に、本研究の対象を地方税とした。国税に関する研究報告は、平成21年度学園研(C)研究成果報告書に記載した。

2. 研究方法等 (300字以内で記述)

地方分権の推進のための税源の確立に伴い、国税の基本制度である申告納税制度が、地方税にも導入されることになる。この申告納税制度は、納税者の負担が多い制度であることから、地域住民である納税者に対応する地方税務行政の執行は、納税者の視点を重視した施策を講ずる必要がある。そのため本研究では、今後、地方税務行政において重視すべき納税者志向の施策の方向性を検討した。具体的には、①現行住民税にも影響及ぼす住所地課税制度について検討、②地方財政に影響を及ぼす滞納問題について、憲法に規定される税法の基本原則を踏まえて検討、の2点に集約できる。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

- ① 税源移譲の推進により住民税が重視されることになるが、あわせて従来からの住所地課税の意義も再検討すべきであることを論じた。所得税法上の住所は、民法の規定を援用しているが、国際化に伴い住所の概念が混乱している現状が、住民税ひいては地方分権時代における住所地課税の改革が必要である。
- ② 憲法の規定する租税平等主義の議論は、課税から納税までの税務行政のプロセスの中で、いわば入口である課税段階で論議されてきた。しかし、地方財政を圧迫する租税の滞納問題は、租税負担の平等という視点からすれば、憲法上の疑義が生じる。滞納問題の解決は、地方分権の推進には急務であり、地方自治体の積極的な施策について検討した。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

①地方分権	②申告納税制度	③税源移譲	④独自課税
⑤租税平等主義	⑥租税の滞納	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

3の①については、下記で公表。

「税源移譲と住所課税」(単著)

『月刊税』(榊ぎょうせい)平成21年5月号(64巻5号)112～125頁

3の②について、下記に投稿。本書提出時点で初校完了済み。

「租税平等主義と滞納対策」(単著)

『税法学』(日本税法学会編・清文社)第563号(平成22年5月発刊予定)